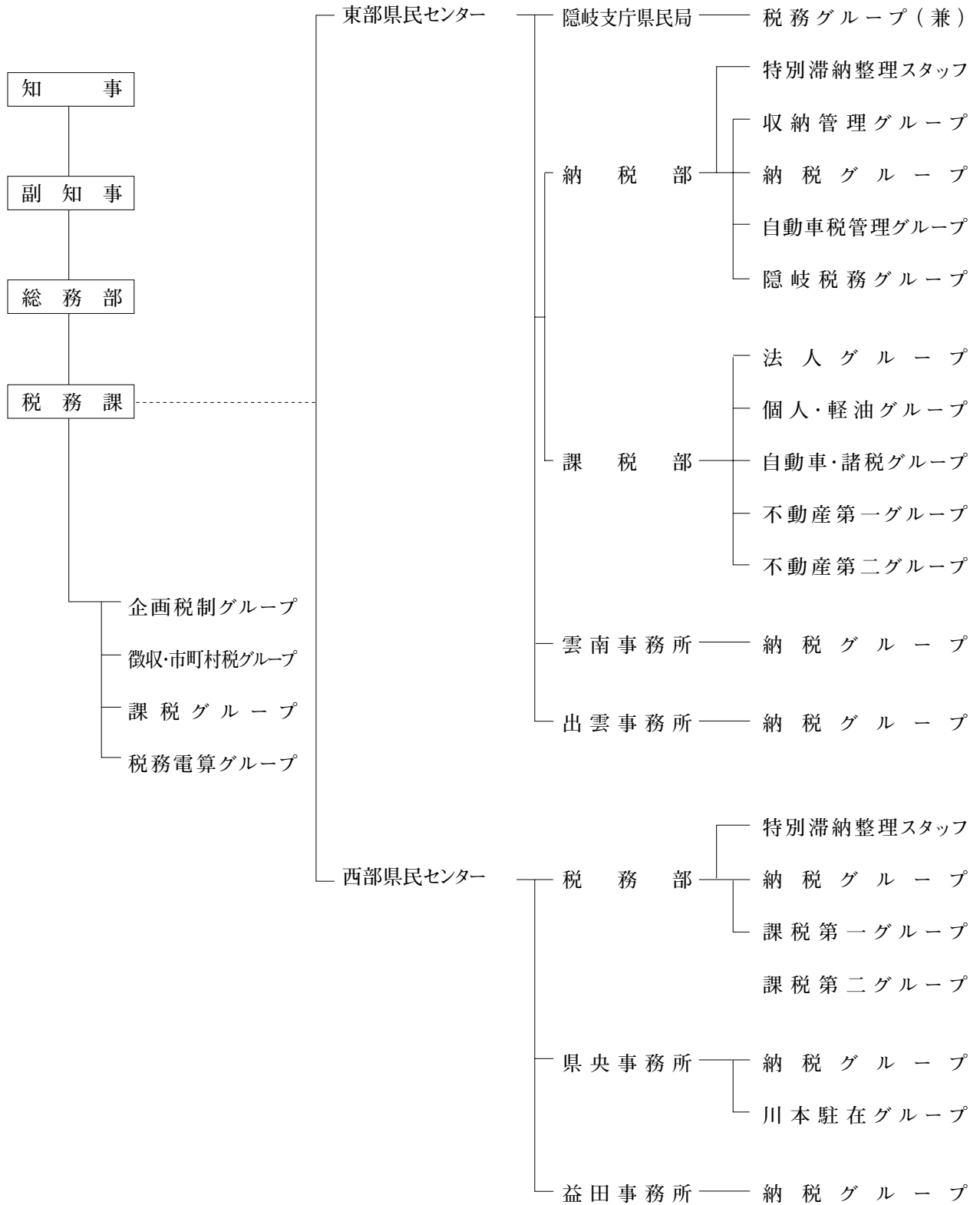


第9 税 務 機 構

1	税務機構	151
2	税務職員配置状況	152
3	税務機構の沿革	153
4	県民センター管轄区域一覧	155

1 税 務 機 構 (平成19年4月1日現在)



2 税務職員配置状況

(1) 現員表 (平成19年4月1日現在)

区 分	現 員	内					訳		
		課長級 以 上	G L 級	主幹級	主任級	主 事	男	女	
東部(本所)	55	4	9	15	25	2	38	17	
隠岐支庁	3	—	1	1	1	—	3	—	
雲南事務所	5	1	1	1	2	—	4	1	
出雲事務所	9	1	1	3	4	—	7	2	
西部(本所)	22	3	3	4	11	1	15	7	
県央事務所	7	1	2	—	4	—	6	1	
益田事務所	5	1	1	—	3	—	4	1	
本 庁	19	1	4	6	8	—	16	3	
計	125	12	22	30	58	3	93	32	

(2) 年齢別職員数 (平成19年4月1日現在)

区 分	総 数	内								平均 年齢
		19才 以下	20才 24才	25才 29才	30才 34才	35才 39才	40才 44才	45才 49才	50才 以上	
東部(本所)	55	—	—	2	6	11	12	12	12	42.9
隠岐支庁	3	—	—	—	—	1	1	1	—	41.0
雲南事務所	5	—	—	—	1	1	1	—	2	44.0
出雲事務所	9	—	—	—	1	3	1	1	3	44.0
西部(本所)	22	—	—	2	1	10	2	3	4	40.9
県央事務所	7	—	—	1	1	2	—	1	2	41.9
益田事務所	5	—	—	—	—	3	—	—	2	42.4
本 庁	19	—	—	—	4	3	4	4	4	42.7
計	125	—	—	5	14	34	21	22	29	42.5

3 税務機構の沿革

本 庁

- 22年 5月 総務部庶務課において税務事務を分掌
- 22年 5月 総務部に税務課を設置
- 26年 8月 総務部庶務課と税務課を統合して財政課を設置（税務第1係、税務第2係）
- 38年 8月 係の名称変更（企画徴収係、課税係）
- 45年 8月 係の新設及び名称変更（税政係、課税係、調査係）
- 47年 8月 総務部に税務課を設置（税政係、直税係、間税係、徴収係）
税務課に自動車税管理室（管理係、指導係）を置く
- 52年 4月 自動車税管理室の廃止及び統廃合（企画納税係、直税係、間税係、自動車税管理係）
- 61年 4月 税務課に税務電算係を置く
- 3年 4月 税務課に電算開発係を置く
- 7年 4月 税務課電算開発係の廃止
- 12年 4月 係の統合及び名称変更（管理納税係、課税係、税務電算係、自動車税管理係）
主査を自動車税管理担当から企画納税担当に変更
- 15年 4月 税務課に電算開発スタッフを置く
- 16年 4月 「フラット化・グループ化」の導入により係をグループに改称
（管理納税グループ、課税グループ、税務電算グループ、自動車税管理グループ）
電算開発スタッフを税務電算グループの開発担当として吸収
税務課に新税制対策室を置く
- 17年 4月 管理納税グループを企画税制グループに名称変更
新税制対策室を廃止し、徴収・市町村税支援室を置く

地方機関

- 22年 5月 支庁、地方事務所に財務課を設置（隠岐支庁、八束、能義、大仁、飯石、簸川、邇安、邑智、那賀、美鹿各地方事務所）
- 28年 2月 地方事務所の財務課を税務課に改称
- 31年 3月 隠岐支庁財務課に税務係を置く
地方事務所を廃して財務事務所を設置（松江、木次、出雲、浜田、益田）
浜田財務事務所に川本分室を置く
- 31年10月 財務事務所を県税事務所に改称
- 31年11月 出雲県税事務所に大田分室を置く
- 37年 8月 隠岐支庁に税務課を置く
- 38年 8月 出雲県税事務所大田分室及び浜田県税事務所川本分室を廃止して大田県税事務所及び川本県税事務所を設置
- 44年 4月 松江県税事務所に自動車税管理室を置く
- 47年 8月 県税事務所（大田を除く）を廃止して統合事務所を設置（松江、木次、出雲、川本、浜田、益田）

- 支庁、総合事務所の行政部に税務課（隠岐、木次、川本）、課税課（出雲、浜田、益田）直税課（松江）、間税課（松江）、徴収課（松江、出雲、浜田、益田）を置く
- 48年4月 松江総合事務所行政部に収納課を置く
- 52年4月 総合事務所、県税事務所を廃止して総務事務所を設置（松江、木次、出雲、川本、浜田、益田）総務事務所に税務課（木次、川本）、課税課（浜田、益田）、直税課（松江、出雲）、間税課（松江、出雲）、徴収課（松江、出雲、浜田、益田）、収納課（松江）を置く
出雲総務事務所徴収課に大田分室を置く
- 54年4月 松江総務事務所、浜田総務事務所に次長を置く
- 56年4月 出雲総務事務所に次長を置く
- 59年4月 益田総務事務所に次長を置く
松江総務事務所の収納課と徴収課を統合し徴収課を置く
出雲総務事務所の直税課と間税課を統合し課税課を置く
- 元年4月 出雲総務事務所の料飲税係を間税係に改称
- 7年4月 松江総務事務所、出雲総務事務所、浜田総務事務所、益田総務事務所の徴収課を納税課に改称
木次総務事務所、川本総務事務所の徴収係を納税係に改称
- 8年4月 川本総務事務所の課税係と納税係を統合し税務係を置く
浜田総務事務所、益田総務事務所の徴収係と収納管理係を統合し納税係を置く
- 10年4月 木次総務事務所、川本総務事務所に次長を置く
大田市、邇摩郡の所管を出雲総務事務所から川本総務事務所に変更し、出雲総務事務所納税課大田分室を川本総務事務所税務課大田分室とする
川本総務事務所の税務係を分割し、課税係と納税係を置く
- 12年4月 松江総務事務所に納税推進担当主査を置く
松江総務事務所の直税課を課税第一課に間税課を課税第二課に不動産税係を不動産税第一係に諸税係を不動産税第二係に間税第一係を法人・自動車税係に間税第二係を個人・軽油税係に徴収第一係を収税第一係に徴収第二係を収税第二係に改称
出雲総務事務所の不動産税係を課税第一係に諸税係を課税第二係に間税係を課税第三係に徴収係を収税係に改称
浜田総務事務所、益田総務事務所の直税係を課税第一係に間税係を課税第二係に改称
- 16年4月 「次長制、課・係制」を廃止し、「部・グループ制」を導入
総務事務所に税務部（松江、出雲、浜田、益田）、総務税務部（木次、川本）を置く
支庁、総務事務所に税務グループ（隠岐、木次、川本）、管理・収税グループ（松江）、自動車税グループ（松江）、事業税・軽油引取税グループ（松江）、不動産取得税グループ（松江、出雲）、納税グループ（出雲、浜田、益田）、諸税グループ（出雲）、課税グループ（浜田、益田）を置く
- 17年4月 松江総務事務所に特別滞納整理スタッフを置く
- 18年4月 総務事務所を廃止して県民センターを設置（東部、西部）
東部県民センターに税務部、雲南事務所、出雲事務所を置く
西部県民センターに税務部、県央事務所、益田事務所を置く
東部県民センターの税務部に特別滞納整理スタッフ、収納管理グループ、納税グループ、

法人グループ、個人・軽油グループ、自動車・諸税グループ、不動産第一グループ、不動産第二グループ、隠岐税務グループを置く

西部県民センターの税務部に特別滞納整理スタッフ、納税グループ、課税第一グループ、課税第二グループを置く

県民センター各事務所に納税グループを置く

県央事務所に川本駐在グループを置く

19年4月 徴収・市町村税支援室を廃止し、徴収・市町村税グループを置く

自動車税管理グループを税務課から東部県民センターに移管

東部県民センター税務部を分割し、納税部と課税部を置く

東部県民センター納税部に特別滞納整理スタッフ、収納管理グループ、納税グループ、自動車税管理グループ、隠岐税務グループを置く

東部県民センター課税部に法人グループ、個人・軽油グループ、自動車・諸税グループ、不動産第一グループ、不動産第二グループを置く

4 県民センター管轄区域一覧

(平成19年4月1日現在)

事務所	所在地	管轄区域※
東部県民センター（本所）	☎ 690 - 8551 松江市東津田町 1741 - 1 ☎ (0852) 32 - 5616・5618・5621 5623・5626・5629 5630・5632	松江市、安来市 八束郡 東出雲町
隠岐税務グループ	☎ 685 - 8601 隠岐郡隠岐の島町港町字塩口 24 ☎ (08512) 2 - 9617	隠岐郡 隠岐の島町、海士町、西ノ島町、 知夫村
雲南事務所	☎ 699 - 1396 雲南市木次町里方 531 - 1 ☎ (0854) 42 - 9520	雲南市 仁多郡 奥出雲町 飯石郡 飯南町
出雲事務所	☎ 693 - 8511 出雲市大津町 1139 ☎ (0853) 23 - 5532・5534	出雲市 簸川郡 斐川町
西部県民センター（本所）	☎ 697 - 0041 浜田市片庭町 254 ☎ (0855) 22 - 5519・5521・5522 5523・5525	浜田市、江津市
県央事務所	☎ 694 - 0064 大田市大田町大田 236 - 4 ☎ (0854) 84 - 9576・9577	大田市 邑智郡 川本町、美郷町、邑南町
川本駐在グループ	☎ 696 - 8510 邑智郡川本町大字川本 279 ☎ (0855) 72 - 9516	
益田事務所	☎ 698 - 0007 益田市昭和町 13 - 1 ☎ (0856) 23 - 9516・9517	益田市 鹿足郡 津和野町、吉賀町

※課税事務の管轄区域は、県東部は東部県民センター（本所）、県西部は西部県民センター（本所）である。

平成20年12月発行

県 税 統 計 書

編集兼発行 島根県総務部税務課